

バー先生

い人ばかり。
対する名機ア
ニマルはボー
ナスや小役集
中の察知が
少々難しい機
種で、しかも

当時は攻略誌がようやく登場し、基本

は打ってスキルを磨く時代でした。そ

んな中で、ボーナスが入ったかどうか

分からないお客さん連中が頼っていた

のが、ジグマ(その店を基本に立ち回

るプロ)であった通称「バー先生」でし

た。ちなみに名前の由来は、アニマル

のバー(レギュラーボーナス)の回数

が多かったことに起因します。

困った時に重宝でした

その「バー先生」、職業は不詳。そ

りゃプロですから当然です。この人は

ボーナス成立時の特徴である「リール

のブレ」や集中の仮天井等を知ってい

る方でした。我々が重宝したのはそれ

と共に、当時のリールの見にくさから

ボーナス絵柄が揃えられなかったお客

さんの代わりに目押しを手伝ってくれ

たことです。対してお客さんは感謝の

気持ちでコーヒーをあげていました。

リール幅が細く、バックライトも無い

当時の機種は目押しが難しい機種も多

かったので、彼がいてくれたおかげで

違反行為だが

以下は、法解釈を理解し

ている上でお話しします。

今まで書いた行為、これは「顧客の

遊技の結果」に対して他人が手を出し

てしまうことが遊技補助で風営法違反

に該当し得るといいう行為になります。

従って本来であれば、このバー先生も

違反行為をしていたこととなります。

また厳密には他の顧客による代打ちも

これに該当するでしょう。例えば世に

出回っているパチンコ・パチスロ動画

にある「代打ち」も厳密には違法にな

り得るといいうことです。全部を白黒さ

せるならばそういうことになるでしょ

う。

しかし現実では、遊技者はボーナス

が成立するまで延々とコインが減る

(現行機は成立後の小役等倍返しが無

いので補填が効かない)、ホールは成立

の度にスタッフが呼び出され他の顧客



我が青春の「アニマル」。
今パチスロゲームセンターで遊んでも全く飽きない
稀代の名機である(写真:筆者撮影)

あなたの店にもいたはず

へのサービスが滞る、などの事態を招
きます。成立後コインが減って喜ぶの
はオーナーだけです、私の知る限り
オーナーの中にそんなことを喜ぶ器の
小さい方に出会った記憶はありません。
真の「法の再整備」が出来ないもので
しょうか。

時は流れ、何事にも線が引かれる時
代になりました。それが正しかったか
は歴史が証明してくれるとしても、現
に遊技人口は減少しています。当面と
しては、2020年の世界的行事や
IRの目処がついた後、再びパチンコ
が庶民の娯楽として寄り添えるにはど
うすべきなのでしょう。それを再び
話し合える時に、唯一の横断的組織で
ある日遊協の役割が更に重要になると
思うのです。

(大和田敏男)